

資 料 提 供	分野	担当課	担当者	電話
平成23年8月4日	肥料等	農業販売戦略課	藤原	082-513-3585
課 名：農林水産総務課	農業	農業技術課	向谷	082-513-3564
担当者：高橋，秋本	畜産業，飼料	畜産課	大竹，小川	082-513-3604
電 話：082-513-3522	水産業	水産課	横内	082-513-3610

放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の 暫定許容値の周知について

放射性セシウムによる農地土壌の汚染拡大を防止するとともに、食品衛生法上問題のない農畜水産物の生産を確保する観点から、肥料・土壌改良資材・培土（以下、「肥料等」という。）及び飼料について、農林水産省からの通知に基づき、放射性セシウムの暫定許容値を超える肥料等及び飼料の施用・使用・生産又は流通が行われないよう、関係者に周知した。

1 暫定許容値

(1) 肥料等

- ・肥料等に含まれることが許容される最大値：400 ベクレル/kg（製品重量）

(2) 飼料

- ・牛，馬，豚，家きん等用飼料中に含まれることが許容される最大値：300 ベクレル/kg（粗飼料は水分含有量8割ベース，その他飼料は製品重量）
- ・養殖魚用飼料中に含まれることが許容される最大値：100 ベクレル/kg（製品重量）

2 周知対象

- ・肥料・飼料製造業者，肥料・飼料販売業者，飼料輸入業者
- ・耕種農家，畜産農家，養殖業者
- ・農業関係団体，畜産業関係団体，水産業関係団体
- ・市町
- ・県関係機関

3 周知内容

- ・肥料等及び飼料の製造業者に対して，製造した肥料等及び飼料が暫定許容値を超えていないことを自ら確認[※]した上で出荷すること。
- ・肥料等及び飼料の販売業者に対して，販売する肥料等及び飼料が暫定許容値を超えていないことを確認した上で販売すること。
- ・耕種農家・畜産農家及び魚類等養殖業者に対して，暫定許容値を超える肥料等及び飼料を使用しないこと。

※必ずしも分析を行うことを意味するものではない。

4 今後の対応

現在，国において放射性セシウムの暫定許容値への適用性を判断するための確認方法などを示したマニュアルを作成中であり，マニュアルが作成された後，県としての具体的な対応策を定める予定である。